

産業保健 Q & A (法的資格要件関連)

No.	質問	回答例
1	<p>・「産業医」の要件を教えてください。</p>	<p>・安衛則第十四条に以下のように示されています。</p> <p>2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって<u>厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者</u></p> <p>二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの</p> <p>三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの</p> <p>四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①「日本医師会認定の産業医学基礎研修」の修了者</p> <p>②「産業医科大学の産業医学基本講座」の修了者</p> </div>
2	<p>・「化学物質管理専門家」の要件を教えてください。</p>	<p>・資格に応じて下記条件を満たしていることとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）で5年以上実務経験 ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験 ・作業環境測定士として6年以上実務経験かつ厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了 ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等）

<p>3</p>	<p>・「作業環境管理専門家」の要件を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格に応じて下記条件を満たしていることとされています。 ・化学物質管理専門家の要件に該当する者 ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）として3年以上実務経験 ・衛生工学衛生管理者で6年以上実務経験 ・衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格した者）として3年以上実務経験 ・作業環境測定士として6年以上実務経験 ・作業環境測定士として4年以上実務経験かつ公益社団法人日本作業環境測定協会の研修又は講習を修了 ・オキュペイショナル・ハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者
<p>4</p>	<p>・安全衛生推進者の要件が2つありますが、「一定の学歴及び安全衛生の実務経験を有する者」について具体的な基準等があれば教えてください。</p> <p>[1]都道府県労働局長の登録を受けた者が実施する安全衛生推進者等養成講習を修了した者</p> <p>[2]一定の学歴及び安全衛生の実務経験（衛生推進者については衛生の実務経験）を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学歴に応じて下記条件を満たしていることとされています。 詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。 1. 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 2. 高等学校（旧制中学含む）又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 3. 5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者 <p>但しグループ企業の場合等でその傘下事業場に対して安全衛生推進者は「基準協会等の養成研修会修了者でなければダメ」とか「実務経験だけではなく一定の教育修了者でなければダメ」といった基準を作って運用しているケース等も多く見受けられます。</p>